

5 第4号議案

愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について

のことについて、愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を制定したいので、別添案を添えて請議します。

令和5年2月13日提出

教育長 飯田靖

説明

この案を提出するのは、令和5年4月1日から地方公共団体も、個人情報の保護に関する法律の適用対象となることに伴い、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び愛知県個人情報保護条例の廃止（令和4年12月23日公布、令和5年4月1日施行）と併せて、愛知県教育委員会が保有する個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続等に必要な事項について、国に準じて定めるため必要があるからである。

愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定の概要

1 制定の概要

個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定める。

また、愛知県個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例に基づき必要な事項を定めている「愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年愛知県教育委員会規則第3号）」を附則において廃止する。

2 制定の理由

令和5年4月1日から地方公共団体も、個人情報の保護に関する法律の適用対象となることに伴い、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び愛知県個人情報保護条例の廃止（令和4年12月23日公布、令和5年4月1日施行）と併せて、愛知県教育委員会が保有する個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続等に必要な事項について、国に準じて定めるため。

3 制定の主な内容

(1) 愛知県教育委員会が保有する個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続等

ア 個人情報ファイル簿（本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等を記載して公表する帳簿）、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求書及び決定通知書等の様式を定める。

イ 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法として、光ディスクに複写したものの交付等によることを定める。

ウ 本人が口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めた場合には、その項目並びに閲覧の期間及び場所を愛知県公報に登載することとする。また、当該閲覧の求めをする際の本人確認書類を定める。

4 施行期日

令和5年4月1日

愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年愛知県条例第五十一号。以下「条例」という。）の規定に基づき、愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第二条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第一のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、様式第一のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

第四条 法第八十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

一 法第七十六条第一項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第二

二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四

2 法第八十二条第二項に規定する書面は、様式第五のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

第五条 法第八十二条第二項、第九十四条第一項及び第一百一条第二項に規定する書面は、様式第六のとおりとする。

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第六条 法第八十四条に規定する書面は、様式第七のとおりとする。

(事案の移送の様式)

第七条 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、様式第八により行うものとする。

2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項に規定する書面は、様式第九のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知書等の様式)

第八条 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第十のとおりとする。

- 2 法第八十六条第一項に規定する書面は、様式第十のとおりとする。
- 3 法第八十六条第一項（法第百七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第十一のとおりとする。

（保有個人情報の開示の実施）

第九条 法第八十七条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第六十条第一項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。

2 法第八十七条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとときは、教育委員会は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、教育委員会が適当と認める方法とする。

一 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

二 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

ロ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものとの交付

（開示の実施方法等申出書の様式）

第十条 令第二十六条第一項に規定する書面は、様式第十一のとおりとする。

（費用の負担）

第十二条 条例第四条第二項の県の機関等の規則で定めるものは、第九条第三項第一号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

（訂正請求書の様式）

第十三条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十一のとおりとする。

（訂正決定通知書等の様式）

第十四条 法第九十一条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 法第九十条第一項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第十四
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十五
- 2 法第九十三条第二項に規定する書面は、様式第十六のとおりとする。
- （訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式）

第十四条 法第九十五条及び第百三条に規定する書面は、様式第十七のとおりとする。

（訂正実施通知書の様式）

第十五条 法第九十七条に規定する書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十二条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るもの）を除く。）は、様式第十八のとおりとする。

（利用停止請求書の様式）

第十六条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十九のとおりとする。

（利用停止決定通知書等の様式）

第十七条 法第一百一条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- 一 法第九十八条第一項の規定による利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第二十
 - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第二十一
- 2 法第一百一条第二項に規定する書面は、様式第二十二のとおりとする。
- （口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報）

第十八条 教育委員会は、条例第五条第一項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。

（口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類）

第十九条 条例第五条第一項の規定による閲覧の求めをする者は、教育委員会に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成二年法律第七十

一号) 第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの

- 一一 前方に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類

(質問の通知の様式)

第二十条 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による通知は、様式第二十二により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)

- 2 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年愛知県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

様式第1（第2条関係）

個人情報ファイル簿
(表)

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

(裏)

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	令第21条第7項に該当する ファイル	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間		
備 考		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

様式第2（第3条関係）

(表)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏 名

郵便番号

住所（居所）

電 話 番 号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。

※ 請求者の区分	<p>1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人</p>
開示請求をする保有個人情報の内容	
<p>※ 開示の実施の方法等 この欄の記載は任意です。</p>	<p>1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日> <hr style="width: 100px; margin-left: 0;"/> </p> <p>2 写しの送付を希望する。</p>

(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）
 - 個人番号カード
 - 在留カード又は特別永住者証明書
 - その他（）
 - 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。)

- (ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出して下さい。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出して下さい。

- 請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んで下さい。

- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。
- 3 開示の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□に印を付してください。
- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第4条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称：)

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Redacted]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

(4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用 円

写しの送付に要する費用 郵便切手 円分

4 担当課等

電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第4条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

1 開示請求のあった保有個人情報の内容

(行政文書の名称：)

2 開示しないこととした部分及びその理由

[Redacted]

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Redacted]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

(日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数

(4) 開示の実施に要する費用の額

写しの作成に要する費用 円

写しの送付に要する費用 郵便切手 円分

5 担当課等

電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求することができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

注 当日は、この通知書及び運転免許証等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称 :)
開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由	
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第5条関係）

決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次とおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求の あった保有個人情 報の内容	(行政文書の名称：)		
延長後の決定期間	年 年	月 月	日から 日まで
延長の理由			
担当課等	電話 内線		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7（第6条関係）

決定期間特例通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けて開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称 :)
個人情報の保護に 関する法律施行条 例第3条の規定に より読み替えて適 用する個人情報の 保護に関する法律 第84条（開示決定 等の期限の特例） の規定を適用する 理由	
残りの保有個人情 報について開示決 定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開 示決定等を行い、残りの部分については、次の期限まで に開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

事案移送書

第 号
年 月 日

殿

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送します。

請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)
請求者氏名等	<p>氏名： 住所(居所)： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____ 本人の住所(居所) _____</p>
添付資料等	
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)
担当課等	電話 _____ 内線 _____

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する□にレ印を付すこと。

様式第9（第7条関係）

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称：)	
移送をした日	年 月 日	
移送をした行政機 関等(教育委員会) の担当課等	電話	内線
移送を受けた行政 機関等(決定 等をする行政機関 等)		
移送を受けた行政 機関等の担当課等	電話	内線
移送をした理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意見照会書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙により 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称			
開示請求の年月日	年	月	日
開示請求のあった保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容			
意見書の提出先（担当課等）	電話	内線	
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意見書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示についての意見 〔該当する番号を ○で囲んでください。〕	<p>1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。</p>
開示に反対する場合の意見	<p>(1) 開示に反対する部分</p> <p>(2) 開示に反対する具体的理由</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11（第8条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日 付けで審査請求 開示に反対する意見書の提出 のありました保
開示に反対する意思の表示

有個人情報について、次のとおりその 全部 を開示することとしましたので、
個人情報の保護に関する法律第86条第3項
個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第
3項 の規定により通知します。

開示請求のあった保 有個人情報が記録さ れている行政文書の 名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求のあった保 有個人情報に含まれ ているあなたに関す る情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定によ
り通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

様式第12（第10条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　月　日

愛知県教育委員会 殿

氏　　名
郵便番号
住所（居所）
電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の日付及び文書番号	日　付： 文書番号：															
開示請求に係る保有個人情報の内容																
開示の実施の方法	<p>1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の希望日></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">年</td> <td style="width: 50%;">月</td> <td style="width: 50%;">日</td> <td style="width: 50%;">午前</td> <td style="width: 50%;">時</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td colspan="5">午後</td> </tr> </table> <p>2 写しの送付を希望する。 写しの作成に要する費用 同封する郵便切手等の額</p> <p style="text-align: right;">円 円</p>	年	月	日	午前	時				<hr/>		午後				
年	月	日	午前	時												
			<hr/>													
午後																

注1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□にレ印を付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13（第12条関係）

(表)

保有個人情報訂正請求書

年　月　日

愛知県教育委員会 殿

氏　名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

年　月　日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
訂正請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称：)
訂正請求の趣旨	
訂正請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）
- 個人番号カード
- 在留カード又は特別永住者証明書
- その他（ ）
- 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。)

- (ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出して下さい。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 役意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出して下さい。

- 請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んで下さい。

2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。

3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。

4 役意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14（第13条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話 内線	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴え提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15（第13条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書		
	第	号
	年	月
	日	
様		
		愛知県教育委員会 印
年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。		
訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)	
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂正をしないこと とした部分及びそ の理由		
訂 正 年 月 日	年	月
担 当 課 等	電話	内線
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求することができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16（第13条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった保有個人情報の内容	(行政文書の名称:)
訂正をしないこととした理由	
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求した場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17（第14条関係）

決 定 期 間 特 例 通 知 書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日 付けで 請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

請求の あった保有個人情 報の内容	(行政文書の名称 :)
個人情報の保護に 関する法律第 条 (決定等 の期限の特例) の 規定を適用する理 由	
決定等を する期限	年 月 日
担当課等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18（第15条関係）

保有個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正の実施をした 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)	
訂正請求者の氏名		
訂正請求の趣旨		
訂 正 の 内 容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
担 当 課 等	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19（第16条関係）

(表)

保有個人情報利用停止請求書

年　月　日

愛知県教育委員会 殿

氏　名

郵便番号

住所（居所）

電話番号

年　月　日に開示を受けた保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

※ 請求者の区分	1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人
利用停止請求をする保有個人情報の内容	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称：)
※ 利用停止請求の趣旨	1 法第98条第1項第1号該当→ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 2 法第98条第1項第2号該当→ 提供の停止
利用停止請求の理由	

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

ア 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）
- 個人番号カード
- 在留カード又は特別永住者証明書
- その他（ ）
- 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

イ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。)

- (ア) 本人の状況 未成年者 (年 月 日生)
 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所 (居所) _____

(エ) 本人の電話番号 _____

ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出して下さい。

- 請求資格確認書類 戸籍謄本 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 登記事項証明書 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

エ 役意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出して下さい。

- 請求資格確認書類 委任状 (請求日前30日以内に作成されたもの)
 その他 ()

次の欄は、記入する必要がありません。

担当課等	
備考	

- 注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んで下さい。
 2 利用停止請求の趣旨欄は、法第98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□にレ印を付してください。
 3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。
 4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□にレ印を付してください。
 5 役意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第20（第17条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求の あった保有個人情 報の内容	(行政文書の名称:)
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第21（第17条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求の あった保有個人情 報の内容	(行政文書の名称 :)
利用停止の内容	
利用停止をしない こととした部分及 びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第22（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

利用停止請求の あった保有個人情 報の内容	(行政文書の名称 :)
利用停止をしない こととした理由	
担当課等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第23（第20条関係）

審議会諮詢通知書		
第 年 月 日 号		
様		
愛知県教育委員会 印		
年 月 日付けの審査請求については、次のとおり愛知県個人情報保護審議会に諮詢しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。		
審査請求に係る保有個人情報の内容	(行政文書の名称：)	
審査請求の内容		
諮詢した日	年	月 日
担当課等	電話	内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。